

様式第2号（第3条関係）

行政視察等報告書

平成27年6月1日

米子市議会議長様

会派名 改進

代表者氏名 遠藤 通

提出者氏名 戸田 隆次



下記のとおり報告します。

記

項目	<input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 行政視察 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動 <input checked="" type="checkbox"/> 研修会への参加 <input type="checkbox"/> 会議への参加
参加者	岡田啓介、戸田隆次
期日	平成27年5月27日から 平成27年5月28日まで
[概要] (年月日・場所・内容)	平成27年5月27日 (移動) 平成27年5月28日 リファレンス駅東ビル (福岡県福岡市) 研修会「役所を動かす質問の仕方 最終講座 in 博多」 ・市役所の組織と運営 ・決算カードフル活用
[所感]	別紙のとおり
経費	旅費総額 147,296円

【研修内容及び所感】

① 「市役所の組織と運営の基本」

市役所の組織と運営の基本は、社会サービスといわれるものの中で、最も基礎的なサービスである事から、提供し続ける事が大前提であり、また限られた資源で最良のサービスを提供しなければならない。

(地方自治法第2条第14項・地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。)

「成熟社会と地方分権」

昨今は、地方行政において、「理念」や「ビジョン」が問われる

* 高度成長→成長鈍化

* 人口増加→人口減少

* 団塊世代の登場→少子高齢化

* 東京一極集中→地方分権一括法（機関委任事務の廃止）

* 右肩上がりの税収→財源の逼迫

地方自ら考え、課題解決のための仮説をたて、必要とあれば国の制度を変えるような先駆的な取り組みをしなければならなくなっている（特区制度の活用等）。そのためには、「思い」と「目標」が必要

「自立が求められる基礎自治体」

*資源（財源・人材）が縮小する中で、ニーズの変化に対応するためには、資源の再配分を考えざるを得ない。

*環境の変化を把握し、将来を予測し、次代にふさわしい自治体のビジョン（理念・将来像）を示し、その実現に向けて役所の構造を変え（行政改革）ながら、確実に成果（予算と執行）を出さなければならない。

*過去の延長線上に答えは無く、目標も暗黙の裡に共有できないので、ニーズをしっかりと把握するために対話を深め、目標を明示し共有しなければならない。

（企業経営に類似した自治体経営が求められる）

「予算主義から成果主義へ」

*予算主義とは、予算編成に重心を置く旧来の行政運営。財政課の査定に重きが置かれる事前評価システム→予測不能の時代。

*成果主義とは、成果の有無を問う事後評価システム→予算は計数処理として扱われる。

*予算主義は何をやるかが大事

*成果主義は何を目指すか（ビジョン）が大事

（ビジョンを持つ→成果を求める→主要施策についてどういう成果があったか評価する事が重要、今後は成果主義とすることが肝要）

「時代の変容と議会」

- * 2元代表制の議会としての立ち位置
- * 成熟社会は執行部を変えるだけでは済まない
- * 議会にも理念やビジョンが必要になっている
- * 現在の事務局体制、政務調査制度では代表機関として機能しない

(議会における政務調査体制の整備が急務である)

「考 察」

少子高齢化に伴う人口減少は顕著であり今後、地方公共団体は資源（財源・人材）が縮小する中で、ニーズの変化に対応するために、資源（財源・人材）の確保が重要である。また、環境の変化を把握・将来を予測し、時代にふさわしい自治体のビジョンを示しその実現を図らなければならない。

首長は、将来的ビジョンを掲げ予算執行しますが、議会は提案された予算の議決権の権限を有します。議会は、首長のマネジメントを問うと共に、議会として理念やビジョンを示唆し、住民が安全で安心な生活ができる街づくりの形成について、活発な議論をすべきである。

本市においても、2大事業（湊山球場の史跡公園化・米子駅南北自由通路）について検討中であるが、将来的に米子市にとって有益であるか、多角的な見地から十分に検討協議したい

② 自治体の予算の見方・考え方

「標準財政規模」

標準財政規模 = (基準財政規模 - A) × (100 / 75) + A + 普通交付税

: A は、譲与税収入額 + 交通安全対策特別交付金

* 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に普通交付税を加算した額。

尚、地方財政法施行令附則第 11 条第 2 項の規定により、臨時財政対策債（赤字地方債）の発行可能額についても含まれる。

「臨時財政対策債」

当初、平成 13 年度～15 年度までの 3 ヶ年臨時的措置として導入された地方債であったが、国において地方交付税の原資不足が解消されないことから、現在に至るまでその措置は延長されている。

臨時財政対策債の元利償還金は、後年度の地方交付税に全額参入されるが、地方債であり地方債の残高が累積する原因になっている。臨時対策債はあくまで

「発行が可能」なもので、発行については、地方公共団体の責任と判断が求められる。発行可能額は、人口に基づく「人口基礎方式」財源不足額に基づく「財源額不足基礎方式」により算出する。発行可能団体が臨時対策債を発行しない場合、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が上昇（悪化）する現象が生じる。

「予算編成の基本的概念」

- ・地方財政対策（国と地方の折半ルール）、国の財政運営の基本方針、中期財政計画を理解しておくこと。
- ・地方交付税法定率の見直し、地方創生への対応を考慮する事
- ・事業シートの活用、公債費、プライマリーバランス、地方債のコントロール、（人件・扶助・物件・投資的経／維持補修各費・繰出し金）について十分に精査すること。

「考 察」

地方の財政については、国の財政内容に大きく左右される。先の三位一体構造改革のように制度改正が一挙に実施される可能性があり、国の地方財政対策（国と地方の折半ルール）等動向を注視しておく必要がある。本市も臨時財政対策債・繰出し金の取り扱いについて、国の施策に応じ対応しているが、身丈に応じた運用をすべきと考える。本市の公共下水道の借入金累計額は約400億円であり、一般会計からの繰出し金は年一約30億円です。将来的に予算を圧迫するのは必須です。今後、税収減は顕著であり、予算編成について事業シートの確立を図り、予算編成方針について強く意見提言したい。